



消費者トラブル注意情報～令和7年6月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近、相談が増加している商品・サービス※をご紹介します。
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！
困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター等に相談しましょう。

(令和7年6月12日調査分)

商品・サービス	相談内容の例	助言
メイクアップ化粧品 (定期購入のトラブルなど)	SNSの広告を見て安価なファンデーションを注文した。事業者からの2回目の発送メールが届き、定期購入だとわかった。定期購入契約をしたつもりはないのでキャンセルしたいと伝えると、定価と初回料金の差額を請求された。納得がいかない。	ネット通販で申し込む際は、最終確認画面で商品の内容や取引条件・解約条件などを慎重に確認しましょう。誤認させる表示により申込みをした場合、契約を取り消せる可能性がありますので、申込みの最終確認画面のスクリーンショットを撮り、表示されていた契約条件を証拠として残すようにしましょう。 (参考)広島県消費生活課ホームページ
携帯電話・固定電話サービス (不審な電話など)	大手携帯電話会社から電話があり、「料金の支払いの確認が取れないためまもなく利用停止になる」とアナウンスが流れた。不審だ。	実在する大手携帯電話会社や国の機関を名乗り、「電話が使えなくなる」などといった電話は、不安をあおって金銭をだまし取ろうとする詐欺電話の可能性が高いので、決して指定された番号を押したり、電話をかけ直したりしないようにしてください。また、普段から留守番電話に設定し、知らない番号からの電話には出ないようにしましょう。 (参考)広島県消費生活課ホームページ
フリーローン・サラ金 (キャッシングなど)	生活費が足りずクレジットカード数社からキャッシングを繰り返している。今後の返済が難しい。	借金の返済に困ったら、一人で悩まず、早めに弁護士などの専門家や相談機関に相談しましょう。自治体の多重債務相談窓口や消費生活相談窓口、法テラス、弁護士会、司法書士会、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会などでも相談を受け付けています。 (参考)広島県消費生活課ホームページ (参考)金融庁ホームページ

※「最近、相談が増加している商品・サービス」について

商品・サービスごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1),(2)を比較(引き算)して、(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。

(1)最近の期間(調査日の約2週間前を最終日とした過去30日間)における割合

(2)過去の期間((1)以前の180日間)における割合

■相談窓口

○広島県消費者啓発サイト「[よくある相談事例](#)」⇒

○電話相談:(消費者ホットライン(局番なしの電話番号188(イヤヤ)) 最寄りの相談窓口につながります。
広島県消費生活センター(消費生活相談)は、082-223-6111
(受付時間/月～金曜日 9:00～17:00)

○電子メール相談:県サイト [電子メール受付](#)⇒

○消費生活課公式 X(旧 Twitter)⇒

■お米の詐欺サイトにご注意を!

店頭価格より大幅に安い値段でお米を販売するサイトでお米を注文しても商品が届かないといった、お米の価格高騰を利用した詐欺サイトに関する相談件数が増加傾向にあります。インターネットでお米を購入する際は、サイトの事業者情報に不審な情報がないかを確認するようにしましょう。また、このようなトラブルに遭ったら、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。詳しくは、こちら⇒[お米の詐欺サイトにご注意ください!! | 広島県](#)

【発行】広島県環境県民局消費生活課(広島県消費生活センター)

